



Title	公害行政のあい路：行政担当者の立場から
Author(s)	松宮, 斌
Citation	大阪公衆衛生. 1969, 21, p. 6-8
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/84386
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

公害行政のあい路

—行政担当者の立場から—

松 宮 斌

は じ め に

公害行政は、中央政府の規制よりも、地方住民の要望を反映した地方自治体の規制が先行してきたことは衆知の事実であり、これは、東京都工場公害防止条例（昭和24年）、および、大阪府事業場公害防止条例（昭和29年）の制定が、公害対策基本法（昭和42年）よりはるかに先行してきた事実によって明らかである。

しかし、公害対策基本法制定を機として、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律、船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律、大気汚染防止法、騒音規制法が制定され、遅ればせながらも、国民の健康を保護し、生活環境を保全しようとする施策が講ぜられつつあることは喜ばしいことである。

以上を前記にして、われわれ地方自治体の公害行政を担当する者の立場から、当面する公害行政のあい路を摘記すると次のようになる。これは、あい路という

よりも、住民の良好な生活環境を確保するため、緊急に、しかも積極的に解決しなければならない問題点、という方が正しいと思う。

1. 法制度的問題

1-1 現行法制度の問題

現行法制度上の最大の問題は、大気汚染防止法の、工場ばい煙は知事権限、事業場ばい煙は市長権限と定めた二元行政の問題である。これは、旧ばい煙規制法（昭和37年）制定の時期から論争の絶え間のない問題であり、いまだに、市議会においても市長に権限一元化要望の声が高い。行財政能力が高く、とくに公害防止技術指導体制の整った大都市には、知事の権限を市長に委任すべきである。

1-2 予定されている法制度の問題

予定されている法制度では、水質保全法による大阪市内河川の水域指定と、公害紛争処理制度新設、および公害被害者救済制度の新設とがある。このうち、最も問題となるのは、大阪市域の一部が大気の高濃度汚染地区として全国に有名をはせている関係上、公害被害者救済制度が大阪市に適用される場合の体制整備を如何にするかの問題である。これは、法律案の国会審議の動向を見定めつつ緊急に対処すべき問題である。

2. 法制度と地方制度の問題

2-1 騒音規制の問題

大阪府事業場公害防止条例では、53種類の騒音規制対象施設を定めていたが、騒音規制法では26種のみを規制対象施設とした。このため、現実には法と条例による2本立規制となり、法規制の及ばない騒音発生施設を条例によって補完的に規制するという結果を招来した。

もう一つは、騒音規制法28条によって、地方条例による規制が出来るとされた、飲食店等の深夜騒音の規制である。この大阪市条例の制定は、市民の要望に応えるため出来るだけ急ぐ必要があるが、営業時間制限をどう取扱うかという難問を解決しなければならない。

2-2 大気汚染の問題

大気汚染の原因となる汚染物質の排出規制は、一般には、大気汚染防止法によってなされていると考えられているが、それは素人考えである。

大気汚染防止法による規制を受けていない化学工場等の製造装置から排出される有害ガス粉じんが、局地的な高濃度汚染の原因と考えられるケースが目立ってきた。これは、大気汚染防止法の根本的再検討を要請する問題である。これらの施設に対しては、大阪府事業

場公害防止条例により、大阪市がその規制の任に当たっている。端的に言い直すと、同一工場内の設備に対する大気汚染規制の行政事務が、ばい煙発生施設に対しては法律により知事が行ない、それ以外の大気汚染物質排出装置に対しては条例により市長が行なうという同一工場内二元行政の不合理を招来しているということである。

3. 指導行政上の問題

3-1 公害防止の促進手段制度

公害防止は法律や条例による一方通行的な規制の押しつけのみでは、その実効を期し難い。やはり、公害



（自動車排気ガスの影響調査）

防止に前向きに取り組もうとする企業に対する助成策のあれこれが必要となる。

その第1は、公害防止設備資金の融資である。大阪府は昭和44年度融資枠を6億6千万円としたが、この原資に対する国の手当が全くない。このことは、地方の公害融資制度の長期・低利化を阻害する要因となっているので、公害防止事業団法を改正して、国の資金が地方の融資原資に充当し得るよう配慮すべきである。

第2は、工場移転跡地買上制度である。これは、工場移転をする以外に公害を除去する方法がない場合に、工場敷地を買収する制度である。大阪府は昭和44年度に、初年度分として、僅少ではあるが3億円を計上した。この制度を大きく伸ばすためには、やはり国の資金面におけるテコ入れが必要である。

第3は、公害防止設備に対する固定資産税の非課税措置に該当しないケースの減免措置である。大気汚染防止法と工場排水法による除害設備に対しては、地方

税法の定めるところにより固定資産税は非課税となっている。しかるに、大阪府事業場公害防止条例によるばい煙処理設備と汚水処理設備は固定資産税が課税されるという不合理があった。これに対しては、大阪府は昭和44年度分から、市税条例の一部を改正して減免措置をとることとした。

3-2 行政体制の整備

地方自治体における公害防止の行政体制整備の問題としては、要員確保の問題と財政措置の問題に帰着する。

現地における立入検査ならびに設備改善指導の行政は、その全てが科学技術行政そのものである。したがって、公害行政の要員はその大部分を技術者でもって充さなければならないが、公害防止技術をマスターした学生を実社会に送り出す体制を整えた大学は、全国どこにもない。したがって、各種の技術学を修めた学生を採用し、内部教育によって公害Gメンに成長せしめねばならないところに悩みがある。ゲバ棒とヘルメット姿の勇ましい学生は数多くとも、公害Gメンを志す真に勇ましい学生があまりにも少な過ぎることも世相の一断面であろうかと、なげかわしく思っている。

第2は、財政措置の問題である。人件費はまことに尨大である。それに加えて、機動力整備、各種測定器、観測網の整備、検査分析所の整備等、公害行政は経費的にまことに高くついている。反面、これに対する財源としては、雀の涙の交付税交付金と、若干の国・府よりの補助金と交付金であり、その総収入は総経費の1割にも満たない。国が公害の規制法を次々に制定されるのはまことに結構であるが、その地方の行政経費に対する国の配慮がまことにズサンである。この点は機会あるごとに各省の関係先に訴え続けてきているが、少々の改善をみただけで、地方の財源不足の悩みを解消するには、あまりにもお粗末である。

4. 二次公害と産業廃棄物

騒音や振動のエネルギーの伝播による公害を別とし、大気汚染のガス粉じん、汚水の公害を防止すれば、必ず残滓物が残る。この残滓物の捨て場に困っているのが大工業都市大阪の現況である。産業廃棄物の不法投棄、建設残土や建築廃残物の不法投棄も社会問題化しつつある。これらを総称して都市廃残物問題と称する。

このうち、まことにやっかいなのが二次公害を起こす公害防止残滓物と産業廃棄物と称する工場のゴミである。これらは物理的処理または化学的処理を加えて自然還元しなければ二次公害を起こすものが多い。

建設残土や建築廃残物はそのまま海面埋立処理が可

能であり、そのための水域を確保すればよいが、物理的・化学的処理を要するものを集中処理するためには巨大な処理工場の建設と集荷のシステムの確立という大問題を解決しなければならない。住民の良好な生活環境とはこの問題が解決された後の社会のことを指しているといっても過言ではない。

（大阪市衛生局主幹一現公害指導課長）